



消防署からお知らせです。



交換時期が迫ってきました！

住宅用火災警報器が新築住宅への設置義務となってから9年となります。

電池を使用しているものは、おおむね10年で交換時期となっています。

家族、財産を火災から守るため、早めの交換をおすすめします。



住宅用火災警報器の電源は、3つの種類があります。

- ① コンセントから
- ② 電池(交換)
- ③ 電池(警報器ごと交換)

※設置されている警報器は③がほとんどですので警報器本体ごとの交換が必要となります。

※廃棄方法

石巻市	本体＝燃やせないゴミ	電池＝有害ごみ
東松島市	本体＝不燃ゴミ	電池＝有害ごみ
女川町	本体・電池＝不燃物(空き缶)	



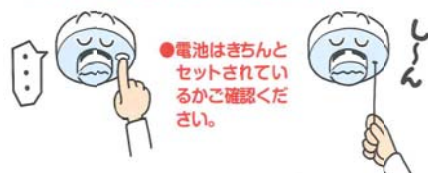
定期的に作動確認をしましょう！

●ボタンを押す、又はひもを引いて作動確認をします。



- 定期的に作動確認をしましょう。
- 定期的に家族で火災時の警報音を聞いてみましょう。

音が鳴らない場合は？



「電池切れ」か「機器の故障」が考えられますので、販売店にご確認ください。

